

東京都看護師等修学資金制度の改正について (令和7年4月)

<改正の概要>

看護業務に従事する人材の確保を図るため、看護師等修学資金の債務の返還免除の条件を緩和する。

<主な改正内容>

①返還免除額の拡大

貸与月額	免除の条件	免除額<現行>	免除額<改正後>
2.5万円	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数 【全額免除】	2.5万円×貸与月数 【全額免除】
5万円	指定施設※ 5年間従事	5万円×貸与月数 【全額免除】	5万円×貸与月数 【全額免除】
	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数	5万円×貸与月数 【全額免除】
7.5万円	指定施設※ 7年間従事	7.5万円×貸与月数 【全額免除】	—
	指定施設※ 5年間従事	5万円×貸与月数	7.5万円×貸与月数 【全額免除】
	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数	5万円×貸与月数 【免除額拡大】
10万円	指定施設※ 7年間従事	7.5万円×貸与月数	10万円×貸与月数 【全額免除】
	指定施設※ 5年間従事	5万円×貸与月数	7.5万円×貸与月数 【免除額拡大】
	都内施設 5年間従事	2.5万円×貸与月数	5万円×貸与月数 【免除額拡大】

※ 指定施設 都内の200床未満の病院、病床数の80%以上が精神科病床の病院、診療所、介護老人保健施設、訪問看護ステーション等

②返還免除条件の緩和

死亡又は心身の故障のため看護業務に従事することができなくなったときについて、看護業務上の理由等に因らない場合も免除可とする。

<施行日> 令和7年4月1日

※改正後の免除規定は、令和7年4月以降に申込・貸与決定を受けた貸与者に適用されます。

※令和7年3月以前に申込・貸与決定を受けた貸与者は、従前の免除規定が適用されます。